

# 建設工事共同企業体の取扱いについて

## 経常企業体(甲型)について

[対象工事] 予定価格の額が3億円未満の工事（最下位等級の工事を除く）

[結成回数] 一つの企業が登録機関（各総合振興局・振興局、各建設管理部、建築局）ごとに登録することができる回数は、資格の種類ごとに1回となります。

(例) 建設管理部が発注する一般土木工事の資格を希望する場合

・ A社がB社と結成したA・B経常JVの登録機関が次の建設管理部のとき、

札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路
○	○			○					

・ A社が新たにC社と経常JVを申請することが可能な建設管理部は、

札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路
×	×	○	○	×	○	○	○	○	○

となります（同一建設管理部での重複申請はできません）。

[申請受付] 希望する登録機関（各総合振興局・振興局地域政策部総務課、各建設管理部入札契約課、本庁建築局計画管理課）へ申請書を提出してください。

## 経常企業体(乙型)について

[対象工事] 資格の種類ごとに分担して施工する3億円未満の工事（例：一般土木+舗装）

[結成回数] 一つの企業が登録機関ごとに登録することができる回数は、異なる資格の組合せごとに1回となります。

(例) X社が一般土木工事、Y社が舗装工事を分担するX・Y（乙型）JVをA建設管理部に申請する場合

・ X社(土木)が、新たにZ社(舗装)と結成するX・Z(乙型)JVは、A建管には申請できません。ただし、A建管以外の建管又は振興局等への申請は可能です。

・ また、X社(舗装)がY社(土木)と結成するX・Y(乙型)JVは、A建管には申請できません（土木+舗装の組合せのX・Y（乙型）JVを既に申請しているため）。

構成員の組合せ		A建設管理部
①	X社(土木)+Y社(舗装)	○
②	X社(土木)+Z社(舗装)	×
③	X社(舗装)+Y社(土木)	×

[申請受付] 希望する登録機関へ申請書を提出してください。

[活用する工事に係る発注見通しのお知らせ(工事情報)]

経常企業体(乙型)を活用する工事については、工事情報により分担工事の資格の種類等を明示しますので、これを参考に結成及び申請を行ってください。

## 特定企業体について

[対象工事] 大規模で技術的難度の高い工事を施工する際に、技術力等を結集することにより、安定した施工を確保する必要がある場合で、条件付一般競争入札及び予定価格の額が3億円以上の制限付一般競争入札に付する工事

[結成方法] 対象工事ごと